

令和7年7月15日

十和田市健康福祉部
こども支援課こども保育係
電話番号：0176-51-6717（直通）

十和田市放課後児童健全育成施設の指定管理者の募集について

十和田市放課後児童健全育成施設（以下「仲よし会」といいます。）の指定管理者を、下記のとおり募集することにしたので、お知らせいたします。

記

1 対象施設

名 称	所 在 地
大深内小学校仲よし会	十和田市大字洞内字千刈田 24 番地 6
深持小学校仲よし会	十和田市大字深持字林 12 番地 3
四和小学校仲よし会	十和田市大字米田字高谷 140 番地

2 設置目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るために仲よし会を設置したものです。

3 指定管理者が行う業務

「十和田市放課後児童健全育成施設 仲よし会指定管理業務基準書」のとおり

4 応募の資格・条件

(1) 応募者は、法人その他の団体又は複数の法人によるグループ（以下「法人等」という。）とし、個人での応募はできません。

(2) 法人等が次の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 十和田市内に主たる事務所を置いていない場合

イ 代表者又は役員に法律行為を行う能力を有しない者がいる場合

ウ 代表者又は役員に破産者及び拘禁刑に処せられている者がいる場合

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札等の参加を制限されている場合

オ 指定管理者の責めに帰すべき事由等により指定管理者の指定を取消され、又は業務の一

部若しくは全部の停止を命じられ、取消しの効力が発生する日又は業務の一部若しくは全部を停止した日が属する年度の翌年度から5年を経過しない場合

カ 代表者、役員又はその使用人に刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（競争等妨害）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者がいる場合

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う法人等である場合

ク 代表者、役員又はその使用人に暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者又は暴力団の利益となる活動を行う者がいる場合

ケ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更正又は再生手続をしている法人等である場合

コ 国税、都道府県税、市税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等である場合

(3) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり。なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 申込み方法

ア 提出期間

令和7年8月4日(月)から8月12日(火)まで（土曜・日曜日は除く。）

受付は午前8時30分から午後5時まで

※ 提出書類の確認を行いますので、必ずご持参ください。郵送による申請は受付しません。

イ 提出場所

十和田市西十三番町4番37号

十和田市健康福祉部こども支援課こども保育係 電話（0176-51-6717（直通））

ウ 提出部数

正本1部 副本1部（副本に添付する各種証明書は写しでも可とする。）

5 申込みに当たっての留意事項

(1) 様式の入手方法

申請書類は、直接配布又は市ホームページからダウンロードできます。

(2) 説明会

説明会を次の日程で開催します。出席を希望する方は、事前に公募説明会及び現地説明会参加申込書を7月22日（火）午後5時までにこども支援課こども保育係に提出してください。

終了後、希望者には施設案内を行います。

ア 開催日時 令和7年7月23日(水) 午前10時

イ 開催場所 十和田市保健センター 大ホール（電話番号 0176-51-6717（直通））

(3) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質問者の資格

本要項中の応募の資格及び条件を満たす者とし、個人及び匿名での質問は受け付けません。

イ 質問の方法

質問の方法	提出日時及び場所
質問票（質問様式）に質問の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参するか、FAX又は電子メールで送信すること。	① 受付期間 7月16日（水）～7月25日（金） 8時30分～17時（土曜・日曜日・祝日は除く。） ② 受付場所等 住 所：十和田市西十三番町4番37号 FAX：0176-23-5114 電子メール：kodomom@city.towada.lg.jp

ウ 回答の方法

7月31日（木）までに回答書を申請書類の持参者全員（質問者全員）にFAX又は電子メールにより送る。回答書は、この要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとする。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、別途連絡する。

回答書は、上記受付場所及び市ホームページで閲覧できる。

(4) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 市が指定管理者の指定等の公表に必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された申請書類は理由の如何を問わず返却しない。

(6) 申請に関する費用は、すべて申請者の負担とする。

6 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定

(1) 指定管理者の候補者の選定方法

十和田市指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴取したうえ、市長が指定管理者の候補者を選定する。

審査は、提出された書類により行う。応募件数が1件であっても、選考委員会による審査を行う。

(2) 審査基準

提案内容については、選考委員会が選定基準に基づき審査を行う。

（別紙2「審査基準及び配点表」のとおり。）

(3) 候補者の選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、申請者に文書で通知します。

(4) 市議会の議決

指定管理者の候補者は、令和 7 年 12 月定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されるが、議決の結果、指定されない場合がある。

(5) 公表

市長は、上記(4)により指定管理者を指定したとき、又は指定できなかったときは、その旨を指定管理者の候補者に文書で通知するとともに、指定に係る結果（申請団体名、団体ごとの得点等）を公表するものとする。

(6) 協定の締結

市は、指定管理者の指定後に、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、協定を締結する。

ア 基本協定 指定期間全体を通じて適用する事項

イ 年度協定 年度ごと(4月1日から翌年3月31日まで)に適用する事項

(7) 違約金

市長は、指定管理者の責めに帰すべき事由等により指定管理者の指定を取消しをした場合は、違約金として、当該取消しの効力が発生する日が属する年度の指定管理業務に係る支出予定額の 10%に相当する額を当該指定管理者に請求するものとする。

7 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

ア 仲よし会の運営に関する業務

- ① 仲よし会の入所児童の募集及び入所の決定を行うこと。
- ② 適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るための保育事業を実施すること。
- ③ 入所申込書兼保育台帳を整理及び管理すること。
- ④ 申込みが定員を超えた場合は、十和田市放課後児童健全育成施設条例施行規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、十和田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準の範囲内において、定員を超えて児童を入所させるよう努めること。
- ⑤ 児童の登下校時の安全指導及び施設内での安全管理に努めること。
- ⑥ 入所児童のおやつ代、教材費等の実費を徴収すること。

イ 仲よし会の維持管理に関する業務

- ① 施設の保守・衛生管理に努めること。
- ② 電気設備、水道設備等の機能性・安全性の確保に努めること。
- ③ 電球の交換、窓ガラスの破損等軽微な修繕は速やかに行うこと。
- ④ 維持管理上、市との協議事項が生じた場合は速やかに対応すること。

ウ その他の業務

- ① 事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度、次年度の事業計画書及び収支予算書について、事前に市と調整を図ったうえで作成し、提出すること。

② 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業報告書を翌年度の４月末までに提出すること。

③ 指定期間終了後にあたっての事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間終了後にあって、次期指定管理者が円滑に仲よし会の管理業務を遂行できるよう、事務の引継ぎを行うこと。

④ 備品の管理

別紙３「備品一覧表」に掲げる備品を適正に管理すること。

８ 指定の期間 令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間で予定）

指定の期間は、議会の議決を経て正式に確定する。

９ 指定管理料

（１）指定管理料の基準額

当施設の指定管理料の基準額は、次の基準額を上限とする。

事業計画・収支計画の立案は、基準額の範囲内で提案すること。この基準額を超える提案は、失格となるので十分留意すること。

なお、最終的な指定管理料の額は、市と指定管理者が協議を行い、予算の範囲内において年度ごとに協定により決定する。基準額の内訳は別紙「積算内訳書」のとおり。

【大深内小学校仲よし会】

指定管理期間	年度別基準額
令和８年度	7,730 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和９年度	8,542 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和１０年度	8,622 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【深持小学校仲よし会】

指定管理期間	年度別基準額
令和８年度	7,695 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和９年度	8,507 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和１０年度	8,586 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【四和小学校仲よし会】

指定管理期間	年度別基準額
令和８年度	7,680 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和９年度	8,491 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和１０年度	8,571 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払方法及び経理区分

ア 支払方法等

支払い方法及び支払回数等については指定管理者との協議で定める。

イ 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他の業務（法人等の固有業務）に係る経理とは必ず区分し、口座等を分けて管理すること。

10 モニタリング

市は、指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理の基準に沿った運営を行っているか、事前計画で示した業務を履行しているかを随時報告や実地調査により点検・評価し、その結果を公表する。

この場合において、管理が良好でないと認められるときは、改善措置を講ずる等の指導を行う。その結果、市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずる。

11 問合せ先

〒034-0081 十和田市西十三番町4番37号

十和田市健康福祉部こども支援課こども保育係

電話番号：0176-51-6717（直通）

FAX：0176-23-5114

電子メール：kodomocity.towada.lg.jp